

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーデイネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

■ 函館市医療・介護連携推進協議会・部会 協議スケジュール

協議事項

連携推進協議会の開催	平成28年度											平成29年度		平成30年度
	第5回 5月	6月	7月	8月	9月	第6回 10月	11月	12月	1月	第7回 2月	3月	随時開催 協議会終了 4月	(仮) 運営委員会の設置	
在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制の構築														
ア 地域の医療・介護の資源の把握														
			○マップ化作業			○マップ公表	●情報更新の協議					○情報更新	○情報更新	
イ 医療・介護関係者の情報共有の支援														
		●情報共有ツールの協議										●情報共有ツールの検証		
ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援														
						○準備室設置, 職員配置						○相談支援業務開始	●相談支援業務検証	
エ 地域住民への普及啓発														
												○センター開設広報	○シンポジウムの開催	
在宅医療・介護サービス提供体制の構築														
ア 医療・介護関係者の研修														
		●研修のあり方協議						○研修実施						
イ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築														
		●現状・課題を踏まえ協議												
ウ 関係市町との連携														

注) ■■■■■ ■■■■■ ...協議期間, 協議内容を示す。 ■■■■■ ...具体的な取組の実施を示す(協議会の協議状況により実施時期は柔軟に対応する)。 ● ...協議事項 ○ ...実施事項

函館市医療・介護連携推進協議会の取組の進捗状況

1 これまでの取り組みの概略

(1) 医療・介護連携に関わる課題整理

地域の介護事業所に対して、医療・介護連携に関わるアンケート調査を実施し、今後の協議検討に向けた課題整理を行った。

(2) 地域の医療・介護の資源把握

地域の在宅医療・介護資源を把握し、市のホームページ上でそのリストを公表した。なお、リスト化した在宅医療・介護資源のマップ化に取り組む予定。

(3) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

市民や地域の医療・介護関係者の相談対応や調整を行う相談支援窓口（医療・介護連携支援センター）の設置に向けた協議を行った。その運営については、函館市医師会に担っていただくことで協議会の賛同を得たところであり、平成29年度の開設に向け、平成28年度から準備行為を開始する予定。

(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

医療・介護の関係者間において、速やかに情報共有し、市民の在宅療養生活を円滑に進めることができるよう、情報共有シート等の書式の標準化に向けた調査検討に着手した。

(5) 医療・介護関係者の研修

医療・介護連携に関わる多職種を対象とした研修を実施（平成28年2月20日に開催）した。

(6) 部会の設置

関係者の意見や実態を踏まえ検討する必要があるものについては、部会を設置し検討することとし、3部会（連携ルール、情報共有ツール、多職種連携研修）を設置し、連携ルール作業部会については2分科会（退院支援、急変時対応）を設置した。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ～

在宅医療の提供体制に求められる医療機能

①退院支援

- 入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

②日常の療養支援

- 多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供
- 緩和ケアの提供
- 家族への支援

④看取り

- 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

急変

③急変時の対応

- 在宅療養者の病状の急変時における緊急往診体制及び入院病床の確保

医療計画には、各機能を担う医療機関等の名称を記載

- ・病院、診療所(歯科含む) ・薬局
- ・訪問看護事業所 ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・短期入所サービス提供施設 等

圏域は、二次医療圏にこだわらず、市町村単位や保健所圏域など、地域の資源の状況に応じて弾力的に設定

多職種連携を図りつつ、24時間体制で在宅医療を提供

在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
- ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
- ・他医療機関の支援
- ・医療、介護の現場での多職種連携の支援

- ・在宅療養支援診療所
- ・在宅療養支援病院 等



在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
- ・地域の関係者による協議の場の開催
- ・包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
- ・関係機関の連携体制の構築 等

- ・医師会等関係団体
- ・保健所 ・市町村 等

